

青森県報

第三百十五号

令和三年
五月三十一日
(月曜日)

青森県告示第三百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日専決処分した令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第七号)の要領は、次のとおりである。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

- 令和二年度青森県一般会計補正予算(専決第七号)の要領(財政課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定(障害福祉課) …… 二
- 家畜伝染病の発生(畜産課) …… 二

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課) …… 二
- 右 同(同) …… 三
- 知事管理漁獲可能量の変更の公表(水産振興課) …… 三

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可(三八地域) …… 四
- 土地改良区の役員の就任及び退任(西北地域) …… 四
- 土地改良区の定款変更の認可(同) …… 四
- 土地改良区の役員の退任(上北地域) …… 五

公 営 企 業

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示(病院課) …… 五

告 示

示

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第7号）

令和2年度青森県一般会計補正予算（専決第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

第1表 歳入予算補正

歳入	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3	地方譲与税	21,166,729	155,005	21,321,734
1	特別法人事業譲与税	18,629,687	△10,744	18,618,943
2	地方揮発油譲与税	2,223,478	161,801	2,385,279
3	石油ガス譲与税	94,586	2,417	97,003
4	自動車重量譲与税	106,426	605	107,031
7	航空機燃料譲与税	12,427	926	13,353
5	地方交付税	223,014,909	748,010	223,762,919
1	地方交付税	223,014,909	748,010	223,762,919
6	交通安全対策特別交付金	342,429	△3,279	339,150
1	交通安全対策特別交付金	342,429	△3,279	339,150
12	繰入金	9,753,090	△899,736	8,853,354
2	基金繰入金	9,400,333	△899,736	8,500,597
歳入合計		814,161,582	0	814,161,582

青森県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定期日
テック調剤薬局大野店	青森市大字大野字片岡三三の一五	令和三年五月三十一日

青森県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	令和三年五月三十一日

公告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、下

長二期地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月一日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、風合瀬地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に

対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月一日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和三年三月三十一日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 へちまべち（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へちまべち（小型魚）漁業	339.8トン

第2 へちまべち（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へちまべち（大型魚）漁業	543.1トン

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年五月三十一日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	北上 稔	十和田市大字三本木字野崎二二四の一	令和三・五・二六

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年四月二十七日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 六十九円六十三銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円